

佐久市入札制度 改革説明会 資料

(3) 積算基準の改定について

- 土木工事積算基準改定概要 :P1～P3
- 積算基準及び標準歩掛(長野県建設部) :P4～P12

土木工事積算基準 改定概要(H27.5.1適用)

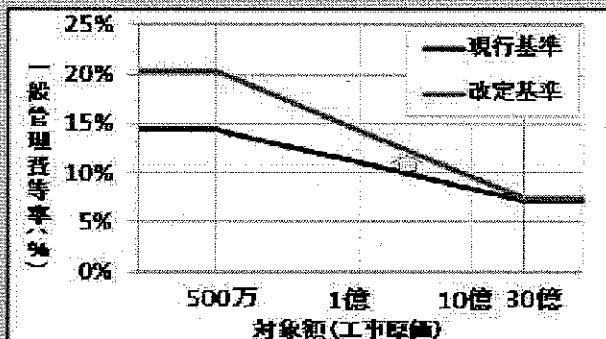
道路建設課

○主な改定ポイント

改正品確法(H26.6.4公布・施行)の基本理念および発注者責務を果たすため、担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定するため土木工事積算基準の改定を行う。

① 一般管理費等率及び現場管理費率の改定

- 適正な利潤及び人材育成・確保に係る費用を適切に積算基準に反映し、適正な予定価格を設定するため、一般管理費等率及び現場管理費率を改定



② 市街地(DID)補正の改定

- 最新の実態調査結果に基づき、市街地（DID）の補正係数を改定

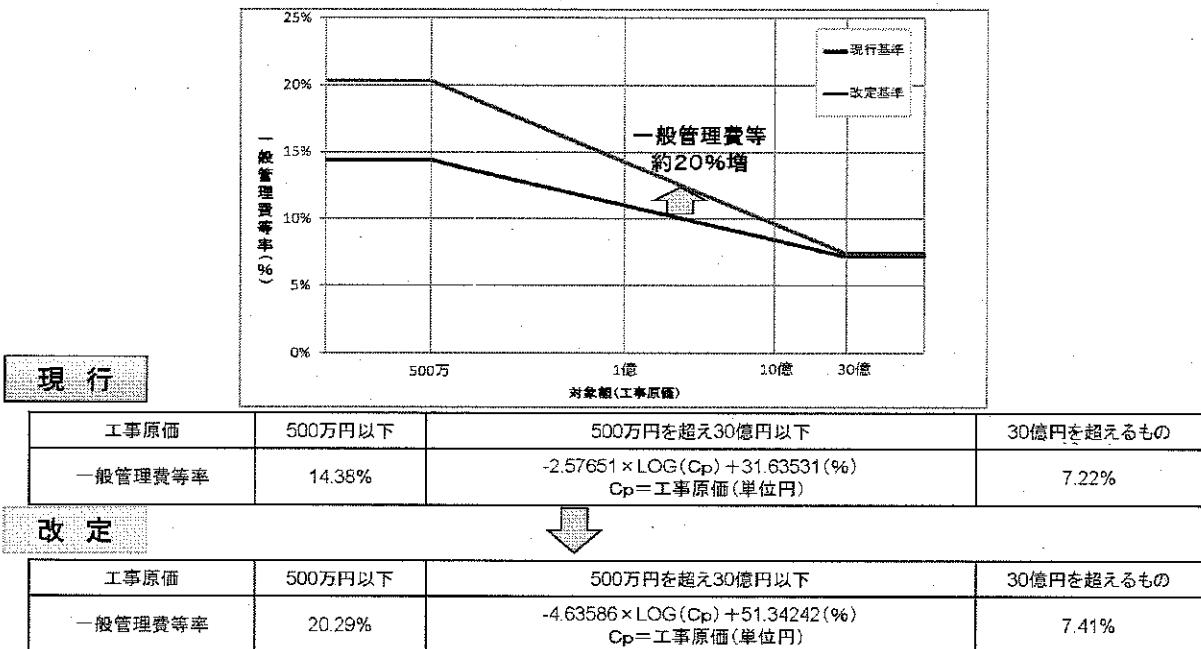
対象地域：市街地（DID）※大都市以外

対象工種：鋼橋架設工事、電線共同溝工事
道路維持工事、舗装工事

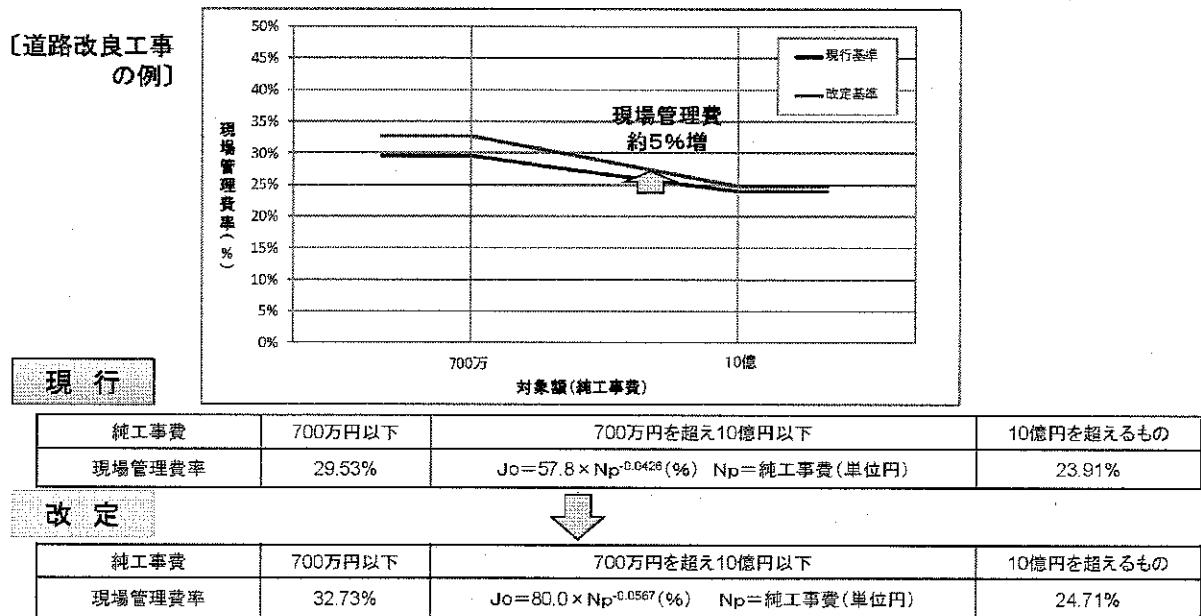
補正方法：共通仮設費1.3倍、現場管理費1.1倍

◎佐久市の積算基準は、長野県の積算基準を用いている。
(県改定積算基準適用年月日：平成27年5月1日)

①-1 一般管理費率の改定



①-2 現場管理費率の改定



出典 国土交通省 http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000296.html

② 市街(DID)補正の改定

改定内容

市街地では、住宅密集地での安全管理等の費用がかかり、仮置きヤード等の確保が困難なため費用がかさむ傾向がある。最新の実態調査結果に基づき、市街地(DID)の補正係数を改定する。

⇒ 大都市以外の市街地(DID)における工事については、
共通仮設費を1.3倍、現場管理費を1.1倍とする補正を行うこととする。

補正対象工種：鋼橋架設工事、電線共同溝工事、道路維持工事、舗装工事

補正対象地域	補正対象工種	補正方法【現行】		補正方法【改定】		名称
		共通仮設費	現場管理費	共通仮設費	現場管理費	
市街地(DID)	鋼橋架設工事 電線共同溝工事 道路維持工事 舗装工事	現行の率に 2.0% 加算	現行の率に 1.5% 加算	最新の率を 1.3倍	最新の率を 1.1倍	市街地補正
【参考】 大都市		現行の率を 1.5倍	現行の率を 1.2倍	最新の率を 1.5倍	最新の率を 1.2倍	大都市補正

※大都市：札幌市、仙台市、東京特別区、八王子市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、名古屋市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地(アンダーライン：東京特別区、政令市)

長野県建設部
技術管理室

平成27年5月1日以降適用

「積算基準及び標準步掛表」

(土木工事編(1))

一部改定新旧対照表

共通仮設費算定基準の一改定に係る新旧対照表

改 定 理 由	一部改定	現 行	改 正		備 考
			改 定	現 行	
2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費の構成及び計算			2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費の構成及び計算		
1) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費の構成及び計算			1) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費の構成及び計算		
下表の補正額を加算するものとする。なお、ランクリートダム、フィルダム及び複数共同施工事には適用しない。			下表の補正額を加算するものとする。なお、ランクリートダム、フィルダム及び複数共同施工事には適用しない。		
施工地域、工事場所区分	構成割合 (%)	施工地域・工事場所区分	構成割合 (%)	施工地域・工事場所区分	構成割合 (%)
市 街 地	2.0	市 街 地	2.0	市 街 地	2.0
山 間 開 地 及 び 離 岳	1.0	山 間 開 地 及 び 離 岳	1.0	山 間 開 地 及 び 離 岳	1.0
施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5
施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0
注 1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 地：施工地域が人口集中地区（D1D地）及びこれに準ずる地区をいう。 D1D地区とは、総務省統計局が定めた標準人口密度が54,000人/km ² 以上でその全体が1,000人以上となっている地区をいう。 山開地及び離岳：施工地域が人口密度が54,000人以下となる地区をいう。		注 1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 地：施工地域が人口集中地区（D1D地）及びこれに準ずる地区をいう。 D1D地区とは、総務省統計局が定めた標準人口密度が54,000人/km ² 以上でその全体が1,000人以上となる地区をいう。 山開地及び離岳：施工地域が人口密度が54,000人以下となる地区をいう。		注 1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。 地：施工地域が人口集中地区（D1D地）及びこれに準ずる地区をいう。 D1D地区とは、総務省統計局が定めた標準人口密度が54,000人/km ² 以上でその全体が1,000人以上となる地区をいう。 山開地及び離岳：施工地域が人口密度が54,000人以下となる地区をいう。	
注 2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 地：施工場所が人口集中地区（D1D地）及びこれに準ずる地区をいう。 ①施工場所において地盤部分が2つ以上となる場合は、構造物の大きさを適用する。 ②施工場所において地盤部分が2つ以上となる場合は、地下構造物の影響を受けている場合 ③施工場所において地盤部分が2つ以上となる場合は、構造物の大きさを適用する。		注 2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 地：施工場所が人口集中地区（D1D地）及びこれに準ずる地区をいう。 ①施工場所において地盤部分が2つ以上となる場合は、構造物の影響を受けている場合 ②施工場所において地盤部分が2つ以上となる場合は、地下構造物の影響を受けている場合 ③施工場所において地盤部分が2つ以上となる場合は、構造物の大きさを適用する。		注 2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。 地：施工場所が人口集中地区（D1D地）及びこれに準ずる地区をいう。 ①施工場所において地盤部分が2つ以上となる場合は、構造物の影響を受けている場合 ②施工場所において地盤部分が2つ以上となる場合は、地下構造物の影響を受けている場合 ③施工場所において地盤部分が2つ以上となる場合は、構造物の大きさを適用する。	
一般交通等の影響を受ける場合：施工場所において、一般交通の影響を受ける場合		一般交通等の影響を受ける場合：施工場所において、一般交通の影響を受ける場合		一般交通等の影響を受ける場合：施工場所において、一般交通の影響を受ける場合	
（②）施工場所において、地下構造物の影響を受けている場合		（②）施工場所において、地下構造物の影響を受けている場合		（②）施工場所において、地下構造物の影響を受けている場合	
（③）施工場所において、50m以内に人家等が現在つなっている場合		（③）施工場所において、50m以内に人家等が現在つなっている場合		（③）施工場所において、50m以内に人家等が現在つなっている場合	
（④）施工地域・工事場所区分	地盤修繕	（④）施工地域・工事場所区分	地盤修繕	（④）施工地域・工事場所区分	地盤修繕
上記場所における工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。		上記場所における工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。		上記場所における工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。	
（⑤）共通仮設費（甲分）の計算 共通仮設費（甲分）= 累縦距離（P）×「共通仮設費率（K）+ 施工地域・工事場所を考慮した補正値」		（⑤）共通仮設費（甲分）の計算 共通仮設費（甲分）= 累縦距離（P）×「共通仮設費率（K）+ 施工地域・工事場所を考慮した補正値」		（⑤）共通仮設費（甲分）の計算 共通仮設費（甲分）= 累縦距離（P）×「共通仮設費率（K）+ 施工地域・工事場所を考慮した補正値」	
ただし、共通仮設費率は別表第1の第1表～第4表によること。		ただし、共通仮設費率は別表第1の第1表～第4表によること。		ただし、共通仮設費率は別表第1の第1表～第4表によること。	
3) その他 鉄筋引張時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正額に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は既往费率の別表として処理するものとする。		3) その他 鉄筋引張時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正額に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなつた場合は既往费率の別表として処理するものとする。		3) その他 鉄筋引張時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正額に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなつた場合は既往费率の別表として処理するものとする。	
積算上の注意事項					1 / 3

共通仮設費算定基準の一部改定に係る新旧対照表

改定理由	一部改定	規行	
		改 正	改定 現行
2-3 墓地費	(1) 墓地費の趣旨 付帯費として算入する内容は次のとおりとする。 1) 墓地及び後片付けに要する費用 イ 管手等の葬儀費用 ロ 施工期間中ににおける地盤、後片付け費用 ハ 完成時の後片付け費用 2) 調査・測量、丁標等に要する費用 イ 工事着手前の基礎測量等の費用 ロ 検査、検断面刨の照査等の費用 ハ 用地盤が尋ねの改修改等の費用 3) 燃料として行う伐木、除草、整地、剪刈り、土取り等による樹木や小さな木の伐木、資材を除去する費用に要する費用 (伐木、除根及び燃費) 4) 1から3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な地盤に要する費用にいたしては、[付] 1)から3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な地盤に要する費用及び部分に要する費用にいたしては、[付] 2)から3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な地盤に要する費用及び部分に要する費用にいたしては、[付] 3)とし、積上げ料による費用は前記(1)の 1), 2), 3)とする。 5) 墓園にて積上げ料計算の費用は、前記(1)の 1), 2), 3)とし、積上げ料による費用は前記(1)の 4)に要する費用とし、現場条件を適切に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。	2-3 墓地費 (1) 墓地費の趣旨 付帯費として算入する内容は次のとおりとする。 1) 墓地及び後片付けに要する費用 イ 管手等の葬儀費用 ロ 施工期間中ににおける地盤、後片付け費用 ハ 完成時の後片付け費用 2) 調査・測量、丁標等に要する費用 イ 工事着手前の基礎測量等の費用 ロ 検査、検断面刨の照査等の費用 ハ 用地盤が尋ねの改修改等の費用 3) 燃料として行う伐木、除草、整地、剪刈り、土取り等による樹木や小さな木の伐木、資材を除去する費用に要する費用 (伐木、除根及び燃費) 4) 1から3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な地盤に要する費用にいたしては、[付] 1)から3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な地盤に要する費用及び部分に要する費用にいたしては、[付] 2)から3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な地盤に要する費用及び部分に要する費用にいたしては、[付] 3)とし、積上げ料による費用は前記(1)の 1), 2), 3)とする。 5) 墓園にて積上げ料計算の費用は、前記(1)の 1), 2), 3)とし、積上げ料による費用は前記(1)の 4)に要する費用とし、現場条件を適切に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。	2-3 墓地費 (1) 墓地費の趣旨 付帯費として算入する内容は次のとおりとする。 1) 墓地及び後片付けに要する費用 イ 管手等の葬儀費用 ロ 施工期間中ににおける地盤、後片付け費用 ハ 完成時の後片付け費用 2) 調査・測量、丁標等に要する費用 イ 工事着手前の基礎測量等の費用 ロ 検査、検断面刨の照査等の費用 ハ 用地盤が尋ねの改修改等の費用 3) 燃料として行う伐木、除草、整地、剪刈り、土取り等による樹木や小さな木の伐木、資材を除去する費用に要する費用 (伐木、除根及び燃費) 4) 1から3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な地盤に要する費用にいたしては、[付] 1)から3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な地盤に要する費用及び部分に要する費用にいたしては、[付] 2)から3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な地盤に要する費用及び部分に要する費用にいたしては、[付] 3)とし、積上げ料による費用は前記(1)の 1), 2), 3)とする。 5) 墓園にて積上げ料計算の費用は、前記(1)の 1), 2), 3)とし、積上げ料による費用は前記(1)の 4)に要する費用とし、現場条件を適切に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。
2-4 事業損失防止施設費	(1) 事業損失防止施設費の算算 1) 事業施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の貯留等に起因する事業損失を未然に防止するための取扱費の算定費 2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用 (2) 算算方法 事業損失防止施設費は、現場条件を適切に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。	(1) 事業損失防止施設費の算算 1) 事業施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の貯留等に起因する事業損失を未然に防止するための取扱費の算定費 2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用 (2) 算算方法 事業損失防止施設費は、現場条件を適切に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。	(1) 事業損失防止施設費の算算 1) 事業施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の貯留等に起因する事業損失を未然に防止するための取扱費の算定費 2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用 (2) 算算方法 事業損失防止施設費は、現場条件を適切に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。

共通仮設費算定基準の一部改定に係る新旧対照表

改定理由	一部改定	現行		改定		備考	
		正	現行	正	現行		
2-7 技術管理費 (1) 技術管理費の額算 技術管理費として算出すべき箇所は次のとおりとする。 1) 品質管理のため試験等に要する費用 2) 出来形検査のための測量等に要する費用 3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4) 1)～3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用	2-7 技術管理費 (2) 算算方法 技術管理費として算出する内容で技術管理費中に含まれる部分は、前記(1)の1), 2), 3)のうち下記項目とする。 ① 品質管理費のための測量、試験等に要する費用 ② 山形形態等のための測量や作成、写真等に要する費用 ③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用 ④ 完成図、マイクロフィルムの作成又は電子制御品等（建設工事完成図等作成用機器に基づく電子制御品を除く）に要する費用 ⑤ 檢査材料等の品質試験料に要する費用 ⑥ フラッククリーニング中の機械清掃料に伴う消耗品に要する費用 ⑦ コンクリートの打撃試験、ひび割れ調査、テストハンマーによる衝撃強度調査に要する費用 ⑧ PC上部工、アンカーワーク等の荷物管理、グラウト配合試験等に要する費用 ⑨ トンネル工（N.A.T.M）の前開工に要する費用 ⑩ 施工監視等に要する費用 ⑪ 清掃代用料（セメント、O.I.、砂利等の費用） ⑫ 施工管理で使用するO.I.、砂利等の費用 ⑬ 品質正規に係る費用（品質監査料）	2-7 技術管理費 (1) 技術管理費の額算 技術管理費として算出すべき箇所は次のとおりとする。 1) 品質管理のため試験等に要する費用 2) 出来形検査のための測量等に要する費用 3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4) 1)～3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用	2-7 技術管理費 (2) 算算方法 技術管理費として算出する内容で技術管理費中に含まれる部分は、前記(1)の1), 2), 3)のうち下記項目とする。 ① 品質管理費のための測量、試験等に要する費用 ② 山形形態等のための測量や作成、写真等に要する費用 ③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用 ④ 完成図、マイクロフィルムの作成又は電子制御品等（建設工事完成図等作成用機器に基づく電子制御品を除く）に要する費用 ⑤ 檢査材料等の品質試験料に要する費用 ⑥ フラッククリーニング中の機械清掃料に伴う消耗品に要する費用 ⑦ コンクリートの打撃試験、ひび割れ調査、テストハンマーによる衝撃強度調査に要する費用 ⑧ PC上部工、アンカーワーク等の荷物管理、グラウト配合試験等に要する費用 ⑨ トンネル工（N.A.T.M）の前開工に要する費用 ⑩ 施工監視等に要する費用 ⑪ 清掃代用料（セメント、O.I.、砂利等の費用） ⑫ 施工管理で使用するO.I.、砂利等の費用 ⑬ 品質正規に係る費用（品質監査料）	2-7 技術管理費 (1) 技術管理費の額算 技術管理費として算出すべき箇所は次のとおりとする。 1) 品質管理のため試験等に要する費用 2) 出来形�査のための測量等に要する費用 3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4) 1)～3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用	2-7 技術管理費 (2) 算算方法 技術管理費として算出する内容で技術管理費中に含まれる部分は、前記(1)の1), 2), 3)のうち下記項目とする。 ① 品質管理費のための測量、試験等に要する費用 ② 山形形態等のための測量や作成、写真等に要する費用 ③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用 ④ 完成図、マイクロフィルムの作成又は電子制御品等（建設工事完成図等作成用機器に基づく電子制御品を除く）に要する費用 ⑤ 檢査材料等の品質試験料に要する費用 ⑥ フラッククリーニング中の機械清掃料に伴う消耗品に要する費用 ⑦ コンクリートの打撃試験、ひび割れ調査、テストハンマーによる衝撃強度調査に要する費用 ⑧ PC上部工、アンカーワーク等の荷物管理、グラウト配合試験等に要する費用 ⑨ トンネル工（N.A.T.M）の前開工に要する費用 ⑩ 施工監視等に要する費用 ⑪ 清掃代用料（セメント、O.I.、砂利等の費用） ⑫ 施工管理で使用するO.I.、砂利等の費用 ⑬ 品質正規に係る費用（品質監査料）	2-7 技術管理費 (1) 技術管理費の額算 技術管理費として算出すべき箇所は次のとおりとする。 1) 品質管理のため試験等に要する費用 2) 出来形検査のための測量等に要する費用 3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用 4) 1)～3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用	2-7 技術管理費 (2) 算算方法 技術管理費として算出する内容で技術管理費中に含まれる部分は、前記(1)の1), 2), 3)のうち下記項目とする。 ① 品質管理費のための測量、試験等に要する費用 ② 山形形態等のための測量や作成、写真等に要する費用 ③ 工程管理のための資料の作成等に要する費用 ④ 完成図、マイクロフィルムの作成又は電子制御品等（建設工事完成図等作成用機器に基づく電子制御品を除く）に要する費用 ⑤ 檢査材料等の品質試験料に要する費用 ⑥ フラッククリーニング中の機械清掃料に伴う消耗品に要する費用 ⑦ コンクリートの打撃試験、ひび割れ調査、テストハンマーによる衝撃強度調査に要する費用 ⑧ PC上部工、アンカーワーク等の荷物管理、グラウト配合試験等に要する費用 ⑨ トンネル工（N.A.T.M）の前開工に要する費用 ⑩ 施工監視等に要する費用 ⑪ 清掃代用料（セメント、O.I.、砂利等の費用） ⑫ 施工管理で使用するO.I.、砂利等の費用 ⑬ 品質正規に係る費用（品質監査料）

積算上の注意事項

3 / 3

現場管理費算定基準の一一部改定に係る新旧対照表

改定理由	一部改定		改定 施行	改定 施行	備考
	現行	改定			
別表(地域区分)	積雪寒冷地域区分表	積雪寒冷地域区分表	(平成26年10月1日現在)	(平成27年5月1日現在)	積雪寒冷地域の見直しに伴う改定
県名	市名	町名	村名	区名	分
長野市	松本市	岡谷市	須坂市	小諸市	伊那市
須坂市	松本市	上田市	飯田市	諏訪市	駒ヶ根市
小諸市	上田市	駒ヶ根市	茅野市	茅野市	南佐久郡
伊那市	駒ヶ根市	中野市	飯山市	佐久市	千曲市
塩尻市	伊那市	大町市	飯山市	塩尻市	北佐久郡
佐久市	大町市	安曇野市	茅野市	佐久市	上伊那郡のうち辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村及び宮田村
千曲市	安曇野市	北佐久郡	北佐久郡	千曲市	諏訪郡
東御市	北佐久郡	北佐久郡	北佐久郡	北佐久郡	上伊那郡のうち
小県郡	諏訪郡	上伊那郡のうち辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村及	木曾郡のうち	木曾郡のうち	阿智村、平谷村、下條村、根羽村、大鹿村、木曾村及び大桑村
長野県	上伊那郡のうち阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、大鹿村、木曾郡のうち木曾町、南木曾町、木祖村、	木曾郡のうち木曾町、木祖村、王滝村、王滝村、上高井郡	上松町、木曾町、木祖村、王滝村、上高井郡	上松町、木曾町、木祖村、王滝村、上高井郡	上松町、木曾町、木祖村、王滝村、上高井郡
下伊那郡	木曾郡のうち木曾町、南木曾町、木祖村、	上水内郡	下水内郡	上水内郡	下水内郡
下伊那郡	木曾郡のうち木曾町、南木曾町、木祖村、	上高井郡	下高井郡	上高井郡	下高井郡
4級地	4級地	4級地	4級地	4級地	4級地

1-2-②-10

1-2-②-10

横算上の注意事項

1 / 4

現場管理費算定基準の一部改定に係る新旧対照表

改 定 理 由	一 部 改 定	現 行		改 正	改 定 現 行	備 考
		現 行	改 正			
工事地盤区分が2つ以上となる場合の取扱い	③ n 60m以内に入室が適切でない場合	現行どおり	(注3) 施工地盤区分が2つ以上となる場合は、補正額の大さい方を適用する。 工事場所において、地盤区分が2つ以上となる場合には、地盤区分が2つ以上となる場合には、補正額の大さい方を適用する。	現行どおり	(注3) 施工地盤区分が2つ以上となる場合は、補正額の大さい方を適用する。 工事場所において、地盤区分が2つ以上となる場合には、補正額の大さい方を適用する。	語句の修正
改定実施における施設管理費の補正に係る場合は、補正額の大さい方を適用する。	したがって増減が生じた場合、工事区間の延長、工事の難易度等により補正額ととなった場合は建設業者の方象として適用するものとする。	現行どおり	また、以下の施工実績、工事実績及び会員登録会員による施工実績等による取扱いを規定する。 管理費実績等に下記の補正幅度を適用するものとする。 施工実績・工事実績区分	現行どおり	また、以下の施工実績、工事実績及び会員登録会員による施工実績等による取扱いを規定する。 管理費実績等に下記の補正幅度を適用するものとする。 施工実績・工事実績区分	補正幅度の追加
支給料金の算出、	1. 賃料等を支給するときは、当該支給品費を施工費に算入する場合は、次により積算する。 1.) 別途賃作工事で賃作し、賃料（賃料）のみを分離して算入する場合は、当該賃作費は賃料とする。 2.) 支給品の価格が支給する場合と、賃料（賃料）のみを分離して支給する場合は、当該支給品費を賃料とする。 3.) ロンクリートダム工事、フィルダム工事についても、無償的機械等評価額及び支給電力料（基本料金含む）には含めない。	現行どおり	現行どおり	現行どおり	現行どおり	現行どおり
現行管理費の適用において支給品、賃料機械がある場合は、次により積算する。	（注）「支給品の価格が支給する場合と、賃料（賃料）のみを分離して支給する場合は、当該支給品費を賃料とする。」	現行どおり	現行どおり	現行どおり	現行どおり	現行どおり
工事費には含めない。	（注）「支給品の価格が支給する場合と、賃料（賃料）のみを分離して支給する場合は、当該支給品費を賃料とする。」	現行どおり	現行どおり	現行どおり	現行どおり	現行どおり
保険し使用工具として支給する場合とも、賃料の割合を算入する。	（注）「支給品の対象となる施工工具には含めない。」	現行どおり	現行どおり	現行どおり	現行どおり	現行どおり
1.) 開発工事費等の総額は、支給料金とする。 2.) 削除（両厚源比施工の受人費を含む） 3.) 施設整備料用料	現行どおり	現行どおり	現行どおり	現行どおり	現行どおり	現行どおり
区分	部分賃料が「普通店舗賃料基準(Ⅰ)」+賃料 補助に含まれる割合によって異なる割合が3%以下 3%以上でかつ区分費等が3千円以下の場合は	現行どおり	区分賃料が「普通店舗賃料基準(Ⅰ)」+賃料 補助に含まれる割合によって異なる割合が3%を越える場合は 3%を越える区分費等が3千円を超過する場合は	現行どおり	区分賃料が「普通店舗賃料基準(Ⅰ)」+賃料 補助に含まれる割合によって異なる割合が3%とし、 3%を超える金額は3千円を上限とする。 ただし、対象となる金額は3千円を上限とする。	現行どおり
井 埋 貯 貯 管 球	全額を計算の対象とする。	現行どおり	区分賃料が「普通店舗賃料基準(Ⅰ)」+賃料 補助に含まれる割合によって異なる割合が3%とし、 3%を超える金額は3千円を上限とする。 ただし、対象となる金額は3千円を上限とする。	現行どおり	区分賃料が「普通店舗賃料基準(Ⅰ)」+賃料 補助に含まれる割合によって異なる割合が3%とし、 3%を超える金額は3千円を上限とする。 ただし、対象となる金額は3千円を上限とする。	現行どおり
一 假 理費	全額を計算の対象とする。	（注）1. 上記の区分等は、補助費に含まれる区分費等を含むものとする。 2. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。	（注）1. 上記の区分等は、補助費に含まれる区分費等を含むものとする。 2. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。	（注）1. 上記の区分等は、補助費に含まれる区分費等を含むものとする。 2. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。	（注）1. 上記の区分等は、補助費に含まれる区分費等を含むものとする。 2. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。	（注）1. 上記の区分等は、補助費に含まれる区分費等を含むものとする。 2. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。
						I-2-②-13
						精算上の注意事項

現場管理費算定基準の一部改定に係る新旧対照表

改定理由	一部改定	現 行		改 定		備考
		現行	改定	現行	改定	
(1) 現場管理費の計算						
1)	改定時刻 工事期間 大幅削減により現場管理費を標準化 + 検討結果					
2)	改定時刻 改定内容 第1回 第1章 第1節 第1章による。 改定は、(3)(2)大熊井を除いて第1回改定による。					
現行どおり						
別表第1 第1表 現場管理費算定基準						
第1表	現場管理費算定基準					
(1) の算定式により算出された額 下記の とすると。 ただし、変動額は下記による。						
対象額	700万円 以下	700万円 以上	700万円 以下	700万円 以上	700万円 以下	700万円 以上
適用区分						
工種区分						
内用 工事	36.02	36.02	-0.210	46.65		
河川 道路構造物工事	25.58	25.58	-0.025	23.50		
海岸 工事	25.50	25.50	-0.035	17.73		
道路 改良工事	16.10	16.10	-0.035			
鋼構造工事	35.3	35.3	-0.067	34.71		
鋼構造工事	30.06	30.06	-0.031	28.65		
P C 橋工事	30.00	30.00	-0.031	16.84		
舗装工事	29.32	29.32	-0.119	16.76		
砂利・砂等工事	14.55	14.55	-0.211	15.49		
公園工事	14.45	14.45	-0.132	24.63		
港湾・共同溝工事	30.0	30.0	-0.208	18.72		
橋梁・ガッタス工事	16.96	16.96	-0.356	18.69		
(注) 基礎地盤から場所までの高さが20m以上の構造物は、専門・細々すべき算定事項に2%割増する。						
(2) の算定式により算出された額 下記の とすると。 ただし、変動額は下記による。						
対象額	200万円 以下	200万円 以上	200万円 以下	200万円 以上	200万円 以下	200万円 以上
適用区分						
工種区分						
道路 構造工事	5.11	5.11	-0.197	3.76		
河川 鋼構造工事	41.26	41.26	-0.408	28.34		
第2表	現場管理費算定基準					
(2) の算定式により算出された額 下記の とすると。 ただし、変動額は下記による。						
対象額	200万円 以下	200万円 以上	200万円 以下	200万円 以上	200万円 以下	200万円 以上
適用区分						
工種区分						
道路 構造工事	29.51	29.51	-0.197	3.76		
河川 鋼構造工事	38.42	38.42	-0.094	26.97		
(注) 基礎地盤から場所までの高さが20m以上の構造物は、専門・細々すべき算定事項に2%割増する。						
別表第2 第2表 現場管理費算定基準						
第2表	現場管理費算定基準					
(2) の算定式により算出された額 下記の とすると。 ただし、変動額は下記による。						
対象額	700万円 以下	700万円 以上	700万円 以下	700万円 以上	700万円 以下	700万円 以上
適用区分						
工種区分						
道路 構造工事	5.11	5.11	-0.197	3.76		
河川 鋼構造工事	41.26	41.26	-0.408	28.34		
(注) 基礎地盤から場所までの高さが20m以上の構造物は、専門・細々すべき算定事項に2%割増する。						
補算算上注意事項						

現場管理費算定基準の一部改定に係る新旧対照表

改定理由	一部改定				備考					
	現行	改定	現行	改定						
第3表										
対象範囲 適用区分	1,000万円 以下	1,000万円を越える20億円 以下	20億円を 越えるもの	対象額 適用区分	1,000万円 以下					
工種区分	下記の 事 業 とす る	(2)の算定期に上り算出された率 ただし、変動率は下記によると する	下記の 率 とする	下記の 率 とする	1,000万円を越え るもの					
共同溝等工事	(1) 45.93	290.8	-0.1146	25.04	36.5					
	(2) 35.00	85.9	-0.0587	26.06	37.5					
下ンキル工事	41.15	159.6	-0.0941	26.35	43.95					
	(1) 30.29	36.3	-0.0986	28.60	34.16					
下水道工事	(2) 34.43	166.3	-0.0977	20.62	26.01					
	(3) 29.71	38.7	-0.0164	27.24	31.53					
第4表										
対象範囲 適用区分	3億円 以下	3億円を越える50億円 以下	50億円を 越えるもの	対象額 適用区分	3億円 以下					
工種区分	下記の 事 業 とす る	(2)の算定期に上り算出された率 ただし、変動率は下記によると する	下記の 率 とする	下記の 率 とする	50億円を 越えるもの					
コンクリートダム	21.73	229.7	-0.1269	16.47	22.69					
フィルダム	31.70	123.8	-0.0698	26.05	32.68					
					125.5					
(2) 算定式	$J_o = A \cdot N_p^b$: 現場管理費率 (%) N_p : 純J.I.事務 (円) A, b : 算定値				現行どおり					
(注)	1. 10の標準は、小数点以下第5位を四捨五入して2位止めとする。 2. 対象となる他の事例については、「(2. 共通長設営 (2) 算定期による部分の (二))」 及び「(2. 共通長設営 (2) 算定期 (5) 延長工事費等の項目別別款)」を参照のこと。									
J-2-②-45										
4 / 4										

一般管理費等算定基準の一部改定に係る新旧対照表

改定理由	一部改定	現行		改定	改定	現行	備考
		改定	改定				
2 特別利益							
(1) 法人税、都道府県民税、町村民税等	現行どおり						
(2) 住民税	現行どおり						
(3) 住民税	現行どおり						
(4) 地方税	現行どおり						
(5) 支払利息等	現行どおり						
(6) 支払利息等特別引当、支払保険料その他の諸費用	現行どおり						
3 一般管理費等の算定	現行どおり						
一般管理費等は、(1)及び(2)の額の合計とし、別表第1の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を当該工事原価に乘じて得た額の範囲内とする。	現行どおり						
名称 (1) 一般管理費等と原価の(二)及び(3)開発工事費、2. 共通取扱費 (2) 算定方法 3. 会計基準	現行どおり						
4 一般管理費等の算定	現行どおり						
(1) 施工金支出割合が35%以下の場合は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定めた補正率を前払金支出割合が35%以上の場合は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定めた補正率を乗じて得た額とする。	現行どおり						
(2) 補正率の算定方法による補正までを行った後は、別表第3の補正率を加算する。	現行どおり						
前払金支出割合の相違による差額を、前払金支出割合が35%以下の場合は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定めた補正率	現行どおり						
3. 前払金支出割合の相違による差額を、前払金支出割合が35%以上の場合は、別表第2の前払金支出割合区分ごとに定めた補正率	現行どおり						
(3) 工器備品の販売等は、過度交換品費は一般管理費等率の基礎となる工事原価に含めないものとする。	現行どおり						
(4) 自社製品の販売 (ブランケット、組立式脚立、脚踏ゲート、導体等)、販売専門メーカーに委託する場合)について	現行どおり						
自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の算定とする。	現行どおり						
別表第1 一般管理費等率	現行どおり						
(1) 前払金支出割合が35%を超える40%以下の場合は	現行どおり						
工事原価 500万円以下 30%以内以下	現行どおり						
一般管理費等率 14.38% 7.22%	現行どおり						
(2) 施工方法	現行どおり						
一般管理費等率等算定式	現行どおり						
Gp = $\frac{Gp_0 + Gp_1 \times 100(C_p) + Gp_2 \times 12.2\%}{1 - 0.122}$ (%)	現行どおり						
ただし、Gp : 一般管理費等率 (%)	現行どおり						
C_p : 工事原価 (単位%)	現行どおり						
(注) 1. Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めてとする。 2. 対象とする工事原価については、「第2章 第3開発工事費 2. 共通取扱費 (2) 施工方法」 等計算による部分の(二)及び「第2章 第3開発工事費 2. 共通取扱費 (1) 施工方法」 開発工事費等の項目別新表を参照のこと。	現行どおり						
別表第2 一般管理費等率	現行どおり						
(1) 前払金支出割合区分 0%から5%以下 5%を超える25%以上	現行どおり						
正 保 1.05 1.04 1.03 1.01	現行どおり						
(注) 別表第2では、一般管理費等率に当該割合を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めてとする。	現行どおり						
別表第3 一般管理費等率の補正	現行どおり						
標準の方法による一般管理費等率 (%)	現行どおり						
ケース1：施工者が全部の取扱をもつとする場合 「工事原価別の蓄積率4.6%を用いた場合」 0.01	現行どおり						
ケース2：発注者が個別に取扱をもつとする場合 0.09	現行どおり						
(注) 1. ケース1の具体例は以下の通り。 ① 営業部及び会計台帳100套の2第1部第1号の複数により工事請負契約書の作成を省略できる工事請負契約書上に記載する場合は、原則として当契約額の精算に当たるものとする。	現行どおり						
2. 相続保証を記載する場合は、原則として当契約額の精算に当たるものとする。	現行どおり						
備考 1-3-0-D-2	現行どおり						
機算上の注意事項	現行どおり						
1 / 1	現行どおり						